

京都市告示第 125 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 6 月 29 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 平成 19 年 7 月 1 日 午後 5 時

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
百角下太田線	右京区京北周山町下太田32番地の3地 先から	旧	メートル 21.80	メートル 3.20
	同町28番地の2地先まで	新	21.80	5.00 ~ 9.20

(建設局土木管理部道路明示課)